

(趣旨)

第1条 この要領は、別に定める「小松市条件付き一般競争入札実施要領」に基づく入札のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）に基づき、本市が発注する建設工事において、価格及びその他の条件が最も有利なものをもって申込みをしたものを落札者とする方式（以下「総合評価方式」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価方式を適用することが出来る建設工事は、その予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下「予定価格」という。）が、5,000万円以上の全ての工事及び1,500万円以上5,000万円未満の建設工事で別表3「別に定める工事」に該当するものを対象とし、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 入札者が提示する簡易な施工計画（以下「技術提案等」という。）及び入札者の工事成績、地域貢献、技術者の実績（以下「工事成績等」という。）と入札価格を総合的に評価することが妥当と認められるもの。
- (2) 入札者の工事成績等と入札価格を総合的に評価することが妥当と認められるもの。
- (3) その他、市長が必要と認めるもの。

2 総合評価方式の形式は次のとおりとする。

- (1) 施工提案型 前項第1号に該当する場合
- (2) 施工実績型 前項第2号に該当する場合

(落札者決定基準)

第3条 建設工事の総合評価方式の適用を決定する場合は、評価の方法、評価基準、落札者の決定方法（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

2 総合評価の方法は、以下に示した方法により、入札参加者の技術力として基礎点の100点に入札参加者から提出された技術提案等の内容や工事成績等から算定した評価点の合計（以下「加算点」という。）を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を、予定価格の制限の範囲内で入札した価格で除す次式で得られた数値を評価値とする、除算方式によるものとする。

$$\text{技術評価点} = \text{基礎点 (100点)} + \text{加算点}$$

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札価格}$$

3 加算点の配点及び算定基準は、別表1「総合評価方式における評価値算定基準」によるものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第4条 市長は、地方自治法施行令の規定により、総合評価方式の実施における落札者決定基準を定めるときには、2名以上の学識経験者の意見を聴かななければならない。

- 2 市長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられたときは、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ学識経験者の意見を聴かなければならない。

(総合評価方式の実施)

第5条 総合評価方式による発注案件については、小松市契約審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審議を経て決定するものとする。

- 2 市長は、総合評価方式による発注を行おうとする場合は、技術力の審査及び評価に必要な資料（以下「技術資料」という。）について提出を要請するものとする。
- 3 前項の要請においては、提出を求める技術資料の内容及び提出期限等の他、以下の各号に関する事項を明示するものとする。
 - (1) 当該工事が総合評価方式の対象工事であること。
 - (2) 総合評価の方法及び落札者の決定基準
 - (3) 技術資料に記載された内容についての履行の確保に関すること。
 - (4) その他必要と認める事項

(技術資料の提出)

第6条 入札に参加しようとする者は、価格以外の評価を行うに必要な価格以外の評価点申請書及び技術提案等の資料を入札参加申請書と同時に提出するものとする。

- 2 入札参加申請期限までに技術資料の提出がない場合、または技術提案書等の内容が不適当な場合は、入札者の入札は無効とする。
- 3 技術資料の作成において、第1項で提出された以外の資料等は、落札者決定の際に落札候補者のみ提出を要請するものとする。
- 4 技術資料の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。

(落札者決定の方法)

第7条 総合評価方式で定める落札者決定の方法は次の各項の規定による。

- 2 入札者のうち次の各号の要件をいずれも満たす者を対象に総合評価を行う。
 - (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
 - (2) 入札者が提出した技術資料が、入札公告等で明示する技術資料の要求要件のうち、必須とされた項目の最低要求要件をすべて満たしていること。
 - (3) 小松市低入札価格調査実施要領の定めにおいて失格とならない者であること。
 - (4) 評価値が基礎点(100点)を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」）を下回っていないこと。
- 3 第3条第2項の規定により算出した評価値が最も高い入札者を落札候補者とする。

- 4 落札候補者に対し、必要な調書及び資料の提出を求め、工事成績等の技術資料の記載内容が事実と相違ないことを確認する。
- 5 前項の確認において評価値が過大となる相違があった場合は、評価値を減点修正し落札候補者が変わる場合、次順位者について確認するものとする。ただし、相違の内容が悪質である場合は無効（失格）とする。なお、過少申告が判明しても評価値は修正しない。
- 6 評価値の最も高い者が2名以上あるときは、電子くじで落札者を決定するものとする。

（総合評価落札結果の公表と苦情申立て）

第8条 総合評価方式により落札者を決定したときは、速やかに次の事項を公表する。

- (1) 入札参加者名
 - (2) 各入札参加者の入札金額
 - (3) 各入札参加者の技術評価点
 - (4) 各入札参加者の評価値
- 2 非落札者となった者は、前項により公表された日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して書面により理由を求めることができるものとする。
 - 3 前項の規定により理由が求められた場合は、理由を求めることができる最終の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に書面により回答するものとする。

（技術資料の担保）

第9条 落札者になったものが、契約後、その者の責により、提出された技術資料の内容が満足できない場合は、以下の措置を講ずる。

- (1) 技術資料の内容と施工等の内容に著しい差異があるときは、市の工事請負契約約款第43条の規定による契約解除を行うことができるものとする。
 - (2) 小松市建設工事成績評定要領に規定する工事成績評定においてマイナス評価を行うものとする。
- 2 技術資料のうち技術提案等に係る内容については、設計変更等は原則行わないものとする。また、自然災害等の不可抗力の場合を除き、技術提案等の内容によることが困難で工事費が増額する場合であっても、設計変更等は原則行わないものとする。
 - 3 技術提案等に関する履行状況の確認は、別途「技術提案等実施ガイドライン」により行うものとする。

（技術資料の機密の保持）

第10条 提出された技術資料については、公にすることにより、入札参加者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、公開しないものとする。

（その他）

第11条 この要領に定めのないもの及びこれによりがたいものについては、必要に応じ別に定めるものとする。

2 本要領に基づく手続きを別表2「総合評価方式の実施フロー」に示す。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年5月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年9月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

総合評価方式における評価値算定基準

1 評価値の算定方法

総合評価方式における評価値は、入札参加者のうち、入札書が無効でない者及び入札価格が予定価格の制限の範囲内の者について、次の算式により算定する。

ただし、小松市低入札価格調査実施要領の定めにより失格となった者を除く。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札価格} \quad (\text{除算方式})$$

評価基準A、Bの適用範囲

・評価基準A

市内業者対象（準市内含む）の土木一式工事，建築一式工事，設備工事及び全舗装工事に採用

・評価基準B

上記以外の工事に採用

2 技術評価点の算定方法

$$\text{技術評価点} = \text{基礎点} (100 \text{ 点}) + \text{加算点}$$

※ 競争参加者の技術力として基礎点の100点に加算点を加えたものとする。

- ・加算点 評価項目毎の得点の合計を加算点とする。

3 加算点の配点

- ・評価項目 当該工事の目的、内容により必要となる技術的要件に応じて定める。
- ・得点配分 各評価項目に対する得点配分は、その必要度、重要度に応じて定める。

(1) 施工提案型を適用する工事

加算点の配点 評価基準A：28点 評価基準B：20点

(2) 施工実績型を適用する工事

加算点の配点 評価基準A：18点 評価基準B：10点

4 加算点の算定

加算点においては、施工提案型の場合は次の(1)～(4)に該当する項目について配点するものとし、施工実績型は次の(2)～(4)に該当する項目について配点するものとする。

(1) 技術提案

技術提案は、次の事項から工事ごとに2項目を選択し、その選択項目に関する具体的な課題を設定し、それに対する簡易な施工計画を求め、その内容を評価する。

- ① 施工体制に係る提案
- ② 工程管理に係る提案
- ③ 本体構造物の品質管理方法に係る提案
- ④ 公衆安全対策に係る提案
- ⑤ 周辺環境に係る提案
- ⑥ 仮設工法に係る提案
- ⑦ その他当該工事で提案を求めるにふさわしい提案

1)簡易な施工計画（課題1項目ごとに5点満点×2項目：最大10点）

評価内容	評価基準	配点
------	------	----

理解度等	現場条件や工事内容等を踏まえた重要な項目が適切に記載されている。	2.0
	現場条件や工事内容等を踏まえた一般的な項目が適切に記載されている。	1.0
効果等	提案内容に独自の工夫が見られ、提案の実施により優れた効果が期待される。	3.0
	提案内容に工夫が見られ、提案の実施によりやや優れた効果が期待される。	2.0
	課題を理解した対応であり、提案の実施により一般的な効果が期待される。	1.0

*各課題に対して上記の評価内容（理解度等，効果等）で評価し配点する。

※1 各課題に対する提案数は5提案までとし、1提案の字数は200字以内とする。また、参考資料として1課題につきA4縦1枚までの提出を認める。

※2 評価については、現場条件等を踏まえた項目の記載がない、課題を理解していない、提案に工夫がみられず効果が期待できない等の提案の評価点は0点とする。

また、工法自体の変更、基本仕様や性能等の変更を伴うものは評価しない。

※3 記載内容が不適切である（関係法令に抵触する、施工条件や現場条件を逸脱した記載がある等）と判断された場合は欠格と見なし、技術評価点を計算せず、入札無効とする。

※4 字数制限を超える記述部分や会社名、入札参加者を特定できると判断される記述部分、及び文字以外の記載箇所は、削除する場合がある。

様式5

簡易な施工計画書

工事名： _____

工事箇所： _____

課題	技術資料作成要領で求められた課題内容を記載	評価	適用
提案1	※1 課題について提案数は5提案までとし、1提案の字数は200字以内とする。 ※様式は変更しないこと。また、参考資料として1課題につきA4用紙1枚までの提出を認めるものとする。 ※記述は「・・・のため・・・を行う。」などと簡潔に記述する。		
提案2			
提案3			
提案4			
提案5			

(2) 企業の施工能力

1) 工事成績 (最大4点)

評価内容	評価基準
小松市の過去3年間の工事成績評定点の平均点	小松市発注工事の過去3年度間の工事成績評定点の平均点を基に算出する。 $評価点 = 4点 \times (工事成績点 - 65) / 15$ *係数の15は(80点-65点)より算出したもの

- ※1 評価点の端数処理は、小数第2位を四捨五入し小数第1位とする。
- ※2 工事成績点は、小松市発注工事で工種区分に関係なく入札執行日の属する年度の前年度から起算して過去3年度間に完成検査に合格した請負金額500万円以上の工事の成績評定点を単純平均して算出する。
- ※3 工事成績点が80点以上の場合は80点とする。また、工事成績点が65点未満の場合の評価点はマイナスとなる。
- ※4 入札執行日の属する年度の前年度から起算して過去3年度間に小松市での受注工事の実績がない場合の評価点は0点とする。

2) 実績 (最大2.5点)

評価内容	評価基準
過去15年間の企業の施工実績	県内の過去15年間の同種工事における工事成績評定点を基に算出する。 $評定点 \leq 80点 \quad 評価点 = 2.0 \times (工事評定点 - 65) / 15$ $評定点 > 80点 \quad 評価点 = 2.0 + (工事評定点 - 80) / 10$

- ※1 評価点の端数処理は、小数第2位を四捨五入し小数第1位とする。
- ※2 対象期間は入札執行日の属する年度の前年度から起算して過去15年度間とする。
- ※3 同種工事とは技術資料作成要領に記載された工事をいう。また、県内の施工実績は、国(下水道事業団、国立大学法人を含む)、石川県、小松市の発注した工事に限るものとする。
- ※4 工事成績点が85点以上の場合は85点とし、実績がない場合の評価点は0点とする。
- ※5 工事請負契約書及び工事成績評定通知書の写しで確認する。

3) 法令遵守 (最大-2点: 減点のみ)

評価内容	評価基準	配点
小松市発注工事等における事故、契約違反及び不誠実な行為の有無	文書注意あり(年2回以上の場合は指名停止と同等とする)	-1.0
	指名停止あり	-2.0

- ※1 入札参加申請書提出期限日から過去1年以内に、小松市建設工事等請負業者の指名停止に関する要領に基づく文書注意又は指名停止措置期間が1日でも含まれている場合とする。

4) 優良表彰 (最大1点)

評価内容	評価基準	配点
過去2年間で公共機関からの優良工事表彰の有無(当該業種に限る)	国、石川県(知事)、小松市発注工事の表彰の実績あり	1.0
	石川県発注工事の表彰(部長表彰)の実績あり	0.75
	石川県発注工事の表彰(所長表彰)の実績あり	0.5
	建設技術提案工事表彰、人材育成貢献工事表彰及び環境共生貢献工事表彰のうち、いずれかの表彰の実績あり(業種を問わない)	0.5

- ※1 対象は入札執行日の属する年度の前年度から起算して過去2年度間に表彰を受けた工事で、優良工事表彰は、当該業種に限るものとする。
- ※2 入札参加申請書提出期限日から過去1年以内に公共機関の指名停止措置を受けていないこと。
- ※3 表彰がある場合は発注機関名、表彰名、工事名及び表彰年月日を記載する。
- ※4 建設技術提案工事表彰、人材育成貢献工事表彰及び環境共生貢献工事表彰を受けた工事は、業種を問わないものとする。

5) ISO等認証 (最大1点)

評価内容	評価基準	配点
ISO等認証登録への取組状況	「ISO9001」, 「ISO14001 又はエコアクション21」の両方を取得済み	1.0
	ISO9001, ISO14001, エコアクション21のいずれかを取得済み	0.5

- ※1 ISO等は、入札参加申請書提出期限日において認証登録がなされているものとする。
- ※2 ISO等認証登録証書（活動登録範囲及び有効期限の記載部分）の写しにより確認する。

(3) 配置予定技術者の能力

1) 資格 (最大1点)

評価内容	評価基準	配点
契約時に配置できる主任(監理)技術者の保有する資格の有無	建設業法第15条第2号イまたはハに規定する当該業種の資格(一級国家資格または同等以上の資格)を有する技術者が配置できる場合	1.0

- ※1 免許、資格等及び恒常的な雇用関係の確認できる書類の写しにより確認する。

2) 実績 (最大1点)

評価内容	評価基準
過去15年間の主任(監理)技術者の施工実績	<p>県内の過去15年間の同種工事における工事成績評定点を基に算出する。 評価点 = $1 \text{ 点} \times (\text{工事成績点} - 65) / 15$ * 係数の15は(80点 - 65点)より算出したもの ※主任(監理)技術者、現場代理人を対象とする</p>

- ※1 評価点の端数処理は、小数第2位を四捨五入し小数第1位とする。
- ※2 対象期間は入札執行日の属する年度の前年度から起算して過去15年度間とする。
- ※3 同種工事とは技術資料作成要領に記載された工事をいう。また、県内の施工実績は、国(下水道事業団、国立大学法人を含む)、県、小松市の発注した工事に限るものとする。
- ※4 工事成績点が80点以上の場合は80点とし、実績がない場合の評価点は0点とする。
- ※5 工事請負契約書及び工事成績評定通知書の写しで確認する。

3) 継続教育 (最大0.5点)

評価内容	評価基準	配点
前年度の継続教育(CPD)の取得単位	各団体の推奨単位以上	0.5
	各団体の推奨単位の1/2以上	0.25

- ※ 対象とするCPD証明団体は、建設系CPD協議会加盟団体、及び建築CPD運営会議とする。

(4) 地域貢献度

1) 地域活動 (最大0.5点)

評価内容	評価基準	配点
過去2年間の市内におけるボランティア活動の実績の有無	過去2年間に継続的に2回以上の地域ボランティア活動を実施	0.5

- ※1 対象期間は、入札執行日の属する年度の前年度から起算して過去2年度間とする。
- ※2 活動の地域は小松市内において実施したものを対象とする。ただし、営業所、作業現場、詰所等の周辺清掃作業等は対象としない。
- ※3 評価の対象とする地域活動は、国、石川県及び小松市が管理する社会資本(道路、河川、公共施設等)の維持管理に関するボランティア活動で、個人でなく企業として従業員の多数の参加が認められるものであること。
- ※4 第三者の客観的な証明書類(協定書、感謝状、新聞記事、主催者の参加証明等)で確認できるものに限る。〔自社で撮影した写真等は客観的に実績が証明される書類とは認めない。〕

2) 災害活動 (最大2点)

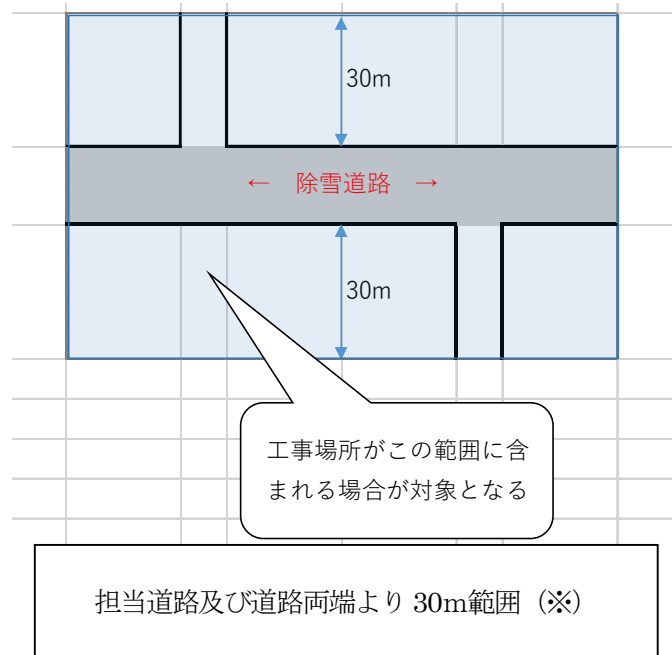
評価内容	評価基準	配点
①小松市との防災協定締結の有無	締結あり	0.5
②過去2年間の災害時緊急出動実績の有無	実績あり	1.0
③判定士、防災士、しみん救護員の雇用の有無	いずれかの雇用あり (2名以上:0.50, 1名:0.25)	0.5

- ※1 小松市との防災協定締結には、小松市と防災協定がある協会等の会員を含む。
- ※2 判定士とは「被災宅地危険度判定士」「地震被災建築物応急危険度判定士」をいう。
- ※3 防災士とは「自主防災組織リーダー」をいう。
- ※4 しみん救護員とは、小松市が自主防災組織のリーダー又は救急活動の模範となる者を育成するため、結成町内から選出され、講習修了者で市から任命を受けた者をいう。
- ※5 各項目に該当する事項を証明できる書類の写しで確認する。

3) 除雪協力 (最大1.75点)

評価内容	評価基準	配点
①道路除雪業務委託契約締結状況	市管理道路の除雪業務委託契約有り	0.5
	上記以外の市内道路(一般国道、県道)の除雪業務委託契約有り	0.25
②工事場所と除雪業務の関係	工事場所に市管理道路の除雪範囲(担当道路及び道路両端より30m範囲)が含まれる	1.0

※ 該当する事項を証明できる書類の写しで確認する。



4) 消防団活動 (最大0.5点)

評価内容	評価基準	配点
小松市消防団協力事業所の認定の有無	認定あり	0.5

※1 小松市消防団協力事業所とは「小松市消防団協力事業所表示制度実施要綱第4条第1号」に該当し認定されたものをいう。

※2 該当する事項を証明できる書類の写しで確認する。

5) 営業所の所在地

評価基準A (最大2.25点)

評価内容	評価基準	配点
営業所の所在地	工事場所の町内に建設業法に基づく主たる営業所(本店)あり	2.25
	工事場所の小学校の校区に建設業法に基づく主たる営業所(本店)あり	2.0
	工事場所の中学校の校区に建設業法に基づく主たる営業所(本店)あり	1.5
	小松市内に建設業法に基づく主たる営業所(本店)あり	1.0
	小松市内に建設業法に基づく契約を締結できる営業所あり	0.5

評価基準B（最大2.5点）

評価内容	評価基準	配点
営業所の所在地	小松市内に代表所の建設業法に基づく主たる営業所(本店)及び小松市内にJV構成員の建設業法に基づく主たる営業所(本店)がある	2.5
	小松市内に建設業法に基づく主たる営業所(本店)がある	2.0
	小松市内に代表者の建設業法に基づく契約を締結できる営業所及び小松市内にJV構成員の建設業法に基づく主たる営業所(本店)がある	1.5
	小松市内に建設業法に基づく契約を締結できる営業所がある	1.0
	小松市内にJV構成員の建設業法に基づく主たる営業所(本店)がある	0.5

5 特定共同企業体の実績等の評価

特定共同企業体(以下「企業体」という。)の工事成績等の評価については、次のように取扱う。

(1) 企業体の構成員が会社として入札に参加する場合

過去の企業体で実施した工事の成績、優良工事表彰、配置予定技術者の施工実績は、出資比率にかかわらずその企業体のすべての構成員の評価の対象とする。

また、過去の企業体で実施した工事での法令遵守についても、該当があれば出資比率にかかわらずその企業体のすべての構成員の評価の対象とする。

(2) 企業体として入札に参加する場合

技術評価点は、企業体の代表者だけの評価項目をもって評価する。ただし、営業所の所在地については、代表者及び構成員の評価項目とする。

6 企業の合併の取り扱い

企業の合併があった場合は、合併前の企業の工事成績、優良表彰、法令遵守に関する評価を引き継ぐものとする。

7 配置予定技術者の重複申請

同時期に小松市発注の複数の総合評価方式工事へ、同一の配置予定技術者で参加する「重複申請」は認めるものとする。ただし、複数の案件で同時に落札候補者となった場合は、同等の要件を満たす技術者を配置できなければならない。(同等の技術者を配置できない場合は、落札決定前に辞退を申し出ること。)

8 工事成績評定の減点

技術提案が受注者の責により不履行の場合には、工事成績評定から以下の点を減点する。

2課題とも不履行の場合は、－10点

1課題のみ不履行の場合は、－5点

(令和8年度 一部修正)

評価基準A

評価項目		評価内容	配点		施工提案型	施工実績型	
技術提案	簡易な 施工計画	工事ごとに下記の中から2項目を選択する a 施工体制に係る提案 b 工程管理に係る提案 c 本体構造物の品質管理方法に係る提案 d 公衆安全対策に係る提案 e 周辺環境に係る提案 f 仮設工法に係る提案 g その他当該工事で提案を求めらるにふさわしい提案	1項目ごとの配点		10		
			2.0	2.0			現場条件や工事内容等を踏まえた重要な項目が適切に記載されている
				1.0			現場条件や工事内容等を踏まえた一般的な項目が適切に記載されている
			3.0	3.0			提案内容に独自の工夫が見られ、提案の実施により優れた効果が期待される
				2.0			提案内容に工夫が見られ、提案の実施によりやや優れた効果が期待される
				1.0			課題を理解した対応であり、提案の実施により一般的な効果が期待される
0.0	・現場条件等を踏まえた項目の記載がない場合は評価しない ・課題を理解していない、提案に工夫がみられず効果が期待できない場合は評価しない ・工法自体の変更、基本仕様や性能等の変更を伴うものは評価しない (注)関係法令に抵触する、無関係な事項のみが記載、施工条件や現場条件等を逸脱した記載がある等、記載内容が不適切な場合は、欠格とする場合がある。						
企業の 施工能力	工事成績	小松市発注工事の過去3年間の工事成績 評定点の平均点	0.0	工事成績点は過去3年間の工事成績評定点を基に算出 評価点=4点×(工事成績点-65)/15 工事成績点が60点以上の場合は80点とする 工事成績点が60点未満の場合は評定点は0点とする 対象工事は請負金額5百万円以上の工事の工事成績評定点	4	4	
			4.0				
	実績	過去15年間の企業の施工実績	0.0	県内の過去15年間の同種工事における工事成績評定点を基に算出 評定点≤80点 評価点=2.0×(工事評定点-65)/15 評定点>80点 評価点=2.0+(工事評定点-80)/10 工事成績点が85点以上の場合は85点とする 工事成績点が85点未満の場合は評定点は0点とする	2.5	2.5	
			2.5				
	法令遵守	小松市発注工事における事故、契約違反 及び不誠実な行為の有無(入札参加申請書 提出期限より過去1年以内)	0.0	なし	-2	-2	
			-1.0	文書注意あり(年2回以上の場合は指名停止と同等とする)			
			-2.0	指名停止あり			
	優良表彰	過去2年間の優良工事表彰 (当該業種に限る)、その他表彰の有無	1.0	県内工事において国、石川県(知事)、小松市発注工事の「優良工事表彰」の表彰の実績あり	1	1	
			0.75	県内工事において石川県発注工事の表彰(部長表彰)の実績あり			
			0.5	県内工事において石川県発注工事の表彰(所長表彰)、「小松市建設技術提案工事表彰」、「人材育成貢献工事表彰」及び「環境共生貢献工事表彰」のうち、いずれかの表彰の実績あり			
0.0			表彰の実績なし				
ISO等認証	ISO、エコアクション21の取得状況	1.0	「ISO9001」及び「ISO14001」又はエコアクション21のいずれかを取得済み	1	1		
		0.5	ISO9001、ISO14001又はエコアクション21のいずれかを取得済み				
		0.0	上記以外				
配置予 定技術 者の能 力	資格	主任(監理)技術者の保有する資格	1.0	建設業法第15条第2号イ又はハに規定する当該業種の資格(一級国家資格又は同等以上の資格)を取得	1	1	
			0.0	上記以外			
	実績	過去15年間の主任(監理)技術者の施工実績	0.0	県内の過去15年間の同種工事における工事成績評定点を基に算出 評価点=1点×(工事成績点-65)/15 工事成績点が80点以上の場合は80点とする 工事成績点が80点未満の場合は評定点は0点とする ※主任(監理)技術者、現場代理人を対象とする	1	1	
			1.0				
継続教育	継続教育(CPD)の取組状況	0.5	各団体の推奨単位以上の取得	0.5	0.5		
		0.25	各団体の推奨単位の1/2以上 推奨単位未満の取得				
		0.0	上記以外				
企業の 地域貢 献度	地域活動	過去2年間の小松市内におけるボランティア 活動(公共施設等の維持管理)の実績の有無	0.5	過去2年間に、2回以上継続的に行っている	0.5	0.5	
			0.0	実績なし			
	災害活動	①小松市との防災協定締結 ②災害時緊急出動実績 ③判定士、防災士、しんみん救護員の雇用	0.0	0.5 締結あり	2	2	
			2.0	1.0 過去2年間の災害時緊急出動実績あり			
			0.5	0.5 いずれかの雇用あり(2名以上:0.50点、1名:0.25点)			
	※除雪協力	①道路除雪業務委託契約締結 ②工事場所と除雪業務の関係	0.0	0.50 市管理道路の除雪業務委託契約あり	1.75	1.75	
			0.75	0.25 上記以外の市内道路(一般国道、県道)の除雪業務委託契約あり			
			1.00	0.0 なし			
	消防団活動	小松市消防団協力事業所の認定	0.5	1.00 工事場所に市管理道路の除雪範囲(担当道路及び道路両端より30m範囲)が含まれる	0.5	0.5	
			0.0	0.0 工事場所に市管理道路の除雪範囲が含まれない			
営業所 の所在	営業所の所在地	2.25	2.25 工事場所の町内に建設業法に基づいたる営業所(本店)あり	2.25	2.25		
		2.00	2.00 工事場所の小学校の校区に建設業法に基づいたる営業所(本店)あり				
		1.50	1.50 工事場所の中学校の校区に建設業法に基づいたる営業所(本店)あり				
		1.00	1.00 小松市内に建設業法に基づいたる営業所(本店)あり				
		0.50	0.50 小松市内に建設業法に基づいたる営業所(本店)あり				
0.0	0.0 なし						
加算点合計				28	18		

※評価項目「除雪協力」については管轄工事以外の場合に限る

(令和8年度 改正なし)

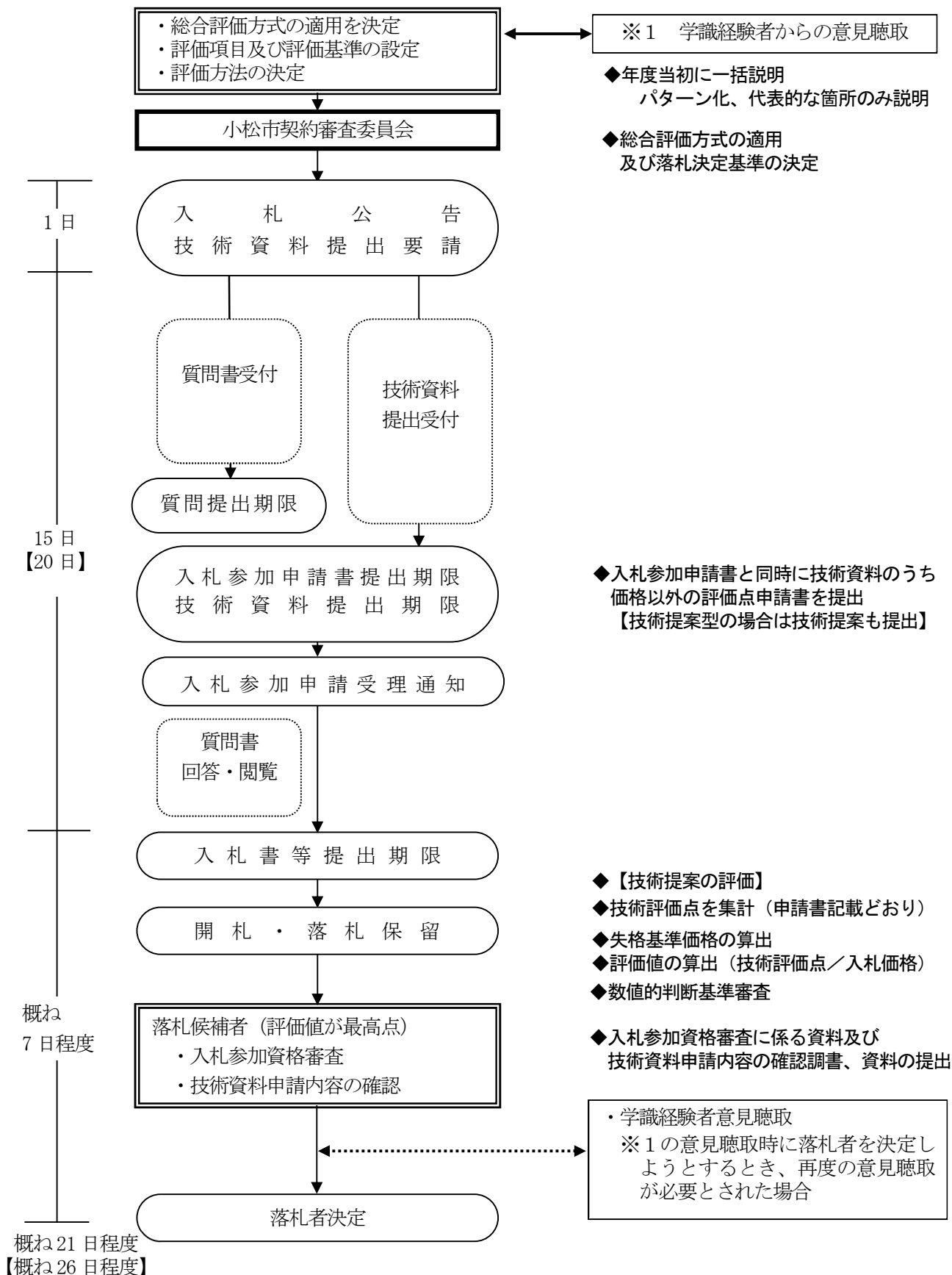
評価基準B

評価項目		評価内容	配点		施工提案型	施工実績型	
技術提案	簡易な施工計画	工事ごとに下記の中から2項目を選択する a.施工体制に係る提案 b.工程管理に係る提案 c.本体構造物の品質管理方法に係る提案 d.公衆安全対策に係る提案 e.周辺環境に係る提案 f.仮設工法に係る提案 g.その他当該工事で提案を求めているにふさわしい提案	1項目ごとの配点		10		
			2.0	2.0			現場条件や工事内容等を踏まえた重要な項目が適切に記載されている
				1.0			現場条件や工事内容等を踏まえた一般的な項目が適切に記載されている
			3.0	3.0			提案内容に独自の工夫が見られ、提案の実施により優れた効果が期待される
				2.0			提案内容に工夫が見られ、提案の実施によりやや優れた効果が期待される
				1.0			課題を理解した対応であり、提案の実施により一般的な効果が期待される
			0.0	・現場条件等を踏まえた項目の記載がない場合等は評価しない ・課題を理解していない、提案に工夫がみられず効果が期待できない場合等は評価しない ・工法自体の変更、基本仕様や性能等の変更を伴うものは評価しない			
(注)関係法令に抵触する、無関係な事項のみが記載、施工条件や現場条件等を逸脱した記載がある等、記載内容が不適切な場合は、欠格とする場合がある。							
企業の施工能力	実績	過去15年間の企業の施工実績	0.0 ～ 2.5	県内の過去15年間の同種工事における工事成績評定点を基に算出 評定点≤80点 評価点=2.0×(工事成績点-65)/15 評定点>80点 評価点=2.0+(工事成績点-80)/10 工事成績点が85点以上の場合は85点とする 工事成績点がない場合は評定点は0点とする	2.5	2.5	
	法令遵守	小松市発注工事等における事故、契約違反及び不誠実な行為の有無(入札参加申請書提出期限より過去1年以内)	0.0	なし	-2	-2	
			-1.0	文書注意あり(年2回以上の場合は指名停止と同等とする)			
			-2.0	指名停止あり			
	優良表彰	過去2年間の優良工事表彰(当該業種に限る)、その他表彰の有無	1.0	県内工事において国、石川県(知事)、小松市発注工事の「優良工事表彰」の表彰の実績あり	1	1	
0.75			県内工事において石川県発注工事の表彰(部長表彰)の実績あり				
0.5			県内工事において石川県発注工事の表彰(所長表彰)、「小松市建設技術提案工事表彰」、「人材育成貢献工事表彰」及び「環境共生貢献工事表彰」のうち、いずれかの実績あり(ただし、建設技術等の工事の業種は問わない)				
0.0			表彰の実績なし				
ISO等認証	ISO、エコアクション21の取得状況	1.0	「ISO9001」及び「ISO14001又はエコアクション21のいずれか」を取得済み	1	1		
		0.5	ISO9001、ISO14001又はエコアクション21のいずれかを取得済み				
		0.0	上記以外				
配置予定技術者の能力	資格	主任(監理)技術者の保有する資格	1.0	建設業法第15条第2号イ又はハに規定する当該業種の資格(一級国家資格又は同等以上の資格)を取得	1	1	
			0.0	上記以外			
	実績	過去15年間の主任(監理)技術者の施工実績	0.0 ～ 1.0	県内の過去15年間の同種工事における工事成績評定点を基に算出 評価点=1点×(工事成績点-65)/15 工事成績点が80点以上の場合は80点とする 工事成績点がない場合は評定点は0点とする ※主任(監理)技術者、現場代理人を対象とする	1	1	
	継続教育	継続教育(CPD)の取組状況	0.5	各団体の推奨単位以上の取得	0.5	0.5	
			0.25	各団体の推奨単位の1/2以上 推奨単位未満の取得			
0.0			上記以外				
地域企業貢献の度	地域活動	過去2年間の小松市内におけるボランティア活動(公共施設等の維持管理)の実績の有無	0.5	過去2年間に、2回以上継続的に行っている	0.5	0.5	
			0.0	実績なし			
営業所の所在	営業所の所在地	2.5	小松市内に建設業法に基づく主たる営業所(本店)あり、JV構成員が市内本店	2.5	2.5		
		2.0	小松市内に建設業法に基づく主たる営業所(本店)あり				
		1.5	小松市内に建設業法に基づく契約を締結できる営業所あり、JV構成員が市内本店				
		1.0	小松市内に建設業法に基づく契約を締結できる営業所あり				
		0.5	小松市内に建設業法に基づく主たる営業所あり(但し、JVの構成員に限る)				
		0.0	なし				
加算点合計					20	10	

別表2 (令和8年度 改正なし)

総合評価方式の実施フロー

施工実績型
【施工提案型】



別表3 (令和8年度 改正なし)

※別に定める工事

土木(管)工事のうち以下のもの

- ①新技術(NETIS 登録)の実施工事
- ②橋梁、橋梁保全工事、水管橋工事
- ③電線類地中化工事
- ④推進工事
- ⑤交通量が多い(5,000 台/日以上)土木(管)工事
- ⑥鋼矢板仮設工事(家屋調査を必要とするもの)
- ⑦掘削深 3.0m 以上の地下水位低下工併用工事(家屋等が隣接する箇所)
- ⑧大口上水道管 Φ 350mm 以上の口径